

タンチョウも住めるまちづくりロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「タンチョウも住めるまちづくり」の取組の普及啓発及び取組へ親しみを持ってもらうことを目的に作成したタンチョウも住めるまちづくりロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてロゴマークとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 別図第1に示すロゴマークのデザイン
- (2) 別図第2に示すロゴマークのデザイン
- (3) 別図第3に示すロゴマークのデザイン

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、長沼町に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、町長に「タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク使用承認申請書」（別記様式第1号）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 企画書（事業の内容や具体的な使用方法が分かるもの）
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(申請の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 長沼町が使用するとき。
- (2) 国、又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (3) タンチョウも住めるまちづくり検討協議会が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (5) その他町長が認めたとき。

(使用の承認)

第6条 町長は、第4条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を速やかに審査し、承認を認めたときは、「タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク使用承認通知書」(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認の対象とならない。

- (1) 長沼町の信用又は品位を害すると認められるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるもの
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないもの
- (6) その他承認することが不適切と認められるもの

(完成品の提出)

第7条 前条の規定による通知を受けたものは、承認に関わる物件等の成果物を速やかに町長に1部提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 原則として、町が定めた色、縦横比、形等を正しく使用すること。
- (4) 使用上の制約から、町が定めた色、縦横比、形等を修正する必要がある場合には、町長に修正案を提示し承認を受けること。
- (5) ロゴマークの向きを上下又は左右に反転して使用しないこと。
- (6) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(使用料)

第9条 使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第10条 ロゴマークの使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して1年間とする。
ただし、使用承認期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用承認を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。

(承認内容の変更)

第11条 承認を受けた使用者が承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、直ちに「タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク使用変更承認申請書」(別記様式第3号)により町長に提出し、その指示に従わなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは「タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク使用変更承認通知書」(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(承認内容の取消し等)

第12条 町長は、ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 第4条又は第11条に基づき提出された申請書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 使用者が法令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、その承認に係る物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 町長は、承認を得ずにロゴマークを使用又は使用しようとしているものに対し、その承認に係る物件を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 ロゴマークの使用の取消し、停止等に要する使用物件の回収費等は、使用者が負担することとする。

5 前項の使用の取消し、使用停止等は、その理由を明記した「タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク使用承認取消書」(別記様式第5号)により通知する。

(損失補償等の責任)

第13条 町長は、ロゴマークの使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

(補則)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 2 号 (第 6 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 3 号 (第 1 1 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 4 号 (第 1 1 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 5 号 (第 1 2 条関係)

[別紙参照]

別図第 1 (第 2 条関係)

[別紙参照]

別図第 2 (第 2 条関係)

[別紙参照]

別図第 3 (第 2 条関係)

[別紙参照]

タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク使用承認申請書

長沼町長 様

団 体 名	
代表者氏名	印
住 所 〒	
担当者氏名	
連 絡 先	()

次により、タンチョウも住めるまちづくりロゴマークを使用したいので、申請いたします。
また、「タンチョウも住めるまちづくりロゴマークの使用に関する要領」の内容に同意します。

記

使用物件	
使用目的	
使用数量	
使用内容	<input type="checkbox"/> 別図第1（フルカラー） <input type="checkbox"/> 別図第2（2色） <input type="checkbox"/> 別図第3（モノクロ）
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
特記事項	

※事業の内容や具体的な使用方法が分かる企画書等を添付してください。
※使用物件が完成しましたら、速やかに写真またはコピーを提出してください。

（下記には記入しないでください）

提出書類	提出日
<input type="checkbox"/> 企画書	年 月 日
<input type="checkbox"/> 成果物（現物、コピーまたは写真）	年 月 日

タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク使用承認通知書

様

長沼町長

年 月 日付で申請のありましたタンチョウも住めるまちづくりロゴマークの使用につきまして、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認番号	第 号
使用目的	
使用数量	
使用内容	<input type="checkbox"/> 別図第1（フルカラー） <input type="checkbox"/> 別図第2（2色） <input type="checkbox"/> 別図第3（モノクロ）
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
特記事項	

留意事項

- (1) 「タンチョウも住めるまちづくりロゴマークの使用に関する要領」に基づき使用してください。
- (2) 承認した内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに町長に報告し、その指示に従ってください。
- (3) 承認された内容に虚偽があるときや、タンチョウも住めるまちづくりロゴマークの使用に関する要領に定める使用の対象にならない要件に該当するときは、その承認を取り消すことがあります。
- (4) 承認に関わる物品等の成果物は速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることが出来るものとします。
- (5) ロゴマークの使用について損失が発生したときの補償等については一切の責任を負いません。

タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク使用変更承認申請書

長沼町長 様

団 体 名	
代表者氏名	印
住 所 〒	
担当者氏名	
連 絡 先	()

承認番号第 号で承認を受けた、タンチョウも住めるまちづくりロゴマークの使用について、下記のとおり内容を変更したいので、申請いたします。

記

変 更 前	
変 更 後	

※企画書（レイアウト、スケッチ原稿など具体的な使用方法がわかるもの）を添付してください。

タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク使用変更承認通知書

様

長沼町長

年 月 日付けで申請のありましたタンチョウも住めるまちづくりロゴマークの使用の変更につきまして、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認番号	第 号
変 更 前	
変 更 後	

留意事項

- (1) 「タンチョウも住めるまちづくりロゴマークの使用に関する要領」に基づき使用してください。
- (2) 承認した内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに町長に報告し、その指示に従ってください。
- (3) 承認された内容に虚偽があるときや、タンチョウも住めるまちづくりロゴマークの使用に関する要領に定める使用の対象にならない要件に該当するときは、その承認を取り消すことがあります。
- (4) 承認に関わる物品等の成果物は速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることが出来るものとします。
- (5) ロゴマークの使用について損失が発生したときの補償等については一切の責任を負いません。

別記様式第5号（第12条関係）

年 月 日

タンチョウも住めるまちづくりロゴマーク使用承認取消書

様

長沼町長

年 月 日付け、承認番号第 号で承認した、タンチョウも住めるまちづくり
ロゴマークの使用につきまして、承認を取り消します。

記

取消理由

別図第1（第2条関係）



別図第2（第2条関係）



別図第3（第2条関係）

